

平成 22 年 2 月 1 日制定  
平成 23 年 11 月 1 日改定  
平成 26 年 4 月 1 日改定

## 株式会社愛媛建築住宅センター

### 任意判定業務規程

第 1 条 この任意判定業務規程（以下「任意規程」という。）は、株式会社愛媛建築住宅センター（以下「当社」という。）が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）に基づく構造計算適合性判定を必要としない建築物について、構造計算適合性判定に準じた審査を行い、構造計算（法第 20 条第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算に限る。）が同条第二号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を行う業務の実施について、必要な事項を定めるものである。

第 2 条 判定は、新たに建築される建築物又は建築物の部分で、建築主事又は指定確認検査機関（以下、「建築主事等」という。）が、法第 18 条の 3 第 1 項に基づく確認審査等に関する指針に定める確認審査に関する指針に基づく審査を行ったものについて行うものとする。

第 3 条 判定業務は、任意規程に定める条項に反しない限り、当社が県知事から認可を受けた最新の構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）に準じて行うこととする。

2 判定業務の契約は、任意判定業務約款に基づく契約によるものとする。

3 判定に用いる様式については、法に基づく構造計算適合性判定との区別を明示した上で、業務規程の様式を使用することができるものとする。

第 4 条 判定の手数料は、任意規定に定める判定手数料とする。

第 5 条 本規定の各条項の解釈について疑義が生じた事項又は本規程に定めのない事項がある場合は、建築主事等と協議の上、当社が別に定める。

別記 1 （第 4 条関係） 任意判定手数料 (税込み)

	(一)	(二)	(三)
	床面積の合計	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
(1)	1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 5 7, 6 8 0 円	2 2 8, 9 6 0 円
(2)	1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 9 5, 4 8 0 円	3 0 5, 6 4 0 円
(3)	2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2 1 6, 0 0 0 円	3 5 1, 0 0 0 円
(4)	10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2 7 3, 2 4 0 円	4 6 5, 4 8 0 円
(5)	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	4 6 5, 4 8 0 円	8 5 6, 4 4 0 円